

大多喜町家庭用生ごみ処理機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大多喜町財務規則（昭和62年規則第1号）第277条第4項の規定に基づき、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため町民に対し、家庭用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 処理機の貸出しを受ける対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 処理機の設置場所を屋内に確保できる者
- (3) 町長が別に実施する処理機に関するアンケート調査等に協力できる者

(予約)

第3条 処理機の貸出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、貸出しを受けようとする日（以下「貸出開始日」という。）の前日までに、予約しなければならない。

(貸出しの期間)

第4条 処理機の貸出しの期間は、貸出開始日を含め連続した15日以内とする。ただし、貸出しを終了する日が大多喜町の休日を定める条例（平成元年条例第24号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、町の休日の翌日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が第2条の要件を満たさなくなったときは、速やかに処理機を返却しなければならない。

(貸出しの範囲)

第5条 処理機の貸出しの範囲は、大多喜町内とする。

(申込み)

第6条 利用者は、貸出開始日までに家庭用生ごみ処理機貸出申込書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請に当たり、利用者は、本人であることが確認できる書類を提示しなければならない。

(貸出しの数量及び回数)

第7条 処理機の貸出しは、1世帯につき1基1回限りとする。

(貸出しの方法)

第8条 処理機の貸出しは、町が指定する場所において、利用者に対し直接引き渡す方法により行うものとする。

(費用負担)

第9条 処理機の貸出しは、無償とする。

2 処理機の使用及び運搬に要する費用は、利用者が負担するものとする。

(遵守事項)

第10条 利用者は、処理機の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 処理機を屋内に設置し、適正な管理及び使用をすること。
- (2) 処理機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (3) 処理機に異常が生じた場合は、町に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 処理機を譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (5) 処理機を営利目的に使用しないこと。
- (6) 処理機の処理能力を超えて使用しないこと。

(貸出しの中止)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸出しを中止し、貸し出した処理機を返却させることができる。

- (1) 利用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) その他管理上特に必要があると町長が認めたとき

(返却方法)

第12条 処理機の返却は、町が指定する場所において、利用者が直接持参する方法により行うものとする。

(損害賠償等)

第13条 利用者は、処理機を毀損し、又は紛失したときは、利用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、

やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

(免責)

第14条 貸出しを受けた処理機の使用により、利用者が被った損害又は利用者が第三者に与えた損害については、町は一切の責任を負わない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、処理機の貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式（第6条関係）

年 月 日

住所氏名電話

なお、使用にあたっては、下記に掲げる事項を遵守します。

貸出物	□生ごみ処理機（機種： □取扱説明書 □その他（
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
貸出及び返却 の場所	
遵守事項	(1) 処理機を屋内に設置し、適正な管理及び使用をすること。 (2) 処理機の形状を変え、又は改造しないこと。 (3) 処理機に異常が生じた場合は、町に報告し、その指示に従うこと。 (4) 処理機を譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。 (5) 処理機を営利目的に使用しないこと。 (6) 処理機の処理能力を超えて使用しないこと。
備 考	

※町使用欄（記入しないでください。）

本人確認書類	☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ その他（ ）	確認者	
--------	--	-----	--

